

事前アンケート

- このツアーをどこで知りましたか？
・移住フェア ・JOINのホームページ ・山口市移住情報ホームページ ・その他（ ）
- 山口市阿東地域を知っていましたか？
・知っていた（行ったことがある、出身など） ・知らなかった
- 移住する時期について
・（半年・1年・（ ）年）以内に移住したい ・時期は未定だが、考えている
- 移住する地域について
・決めている（具体的に： ） ・決めていない
- 移住を考え始めたきっかけは何ですか？
・子育て ・就農 ・今までの経験を活かせるような仕事をしたい ・身内がいる ・その他（ ）
- 先輩移住者に聞きたいことはありますか？

参加申込書

代表者のご連絡先	フリガナ 氏名	性別 生年月日（年齢）	男性・女性 （ 才）
	住所 ㊦		
	日中連絡の取れる電話番号	メールアドレス	
	出発場所 東京駅 ・ 新大阪駅		
同行者	フリガナ 氏名	性別 生年月日（年齢）	男性・女性 （ 才）
	フリガナ 氏名	性別 生年月日（年齢）	男性・女性 （ 才）

旅行条件（抜粋） お申込の際には必ず旅行条件書（全文）の内容を事前にご確認ください。

（提供範囲）当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（契約の申込み）当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

（契約の成立時期）募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時に成立するものとします。

（旅行代金）旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

（旅行者の解除権）旅行者は、いつでも別表第一に定める取消し料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消し料の支払いを受けます。

（別表第一）

（1）次項以外の募集型企画旅行契約

イ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（口からホまでに掲げる場合を除く。）・・・旅行代金の20%以内

ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）・・・旅行代金の30%以内

ハ、旅行開始日の前日に解除する場合・・・旅行代金の40%以内

ニ、旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）・・・旅行代金の50%以内

ホ、旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合・・・旅行代金の100%以内

（2）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約・・・当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。

（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三条に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

お問合せ・お申込み

主催・お申込み

明德観光株式会社

〒759-1512 山口県山口市阿東徳佐中3734-5

TEL 083-957-0410

FAX 083-957-0939

山口県知事登録旅行業第3-0102号 旅行業取扱管理者：瀬川和久

お問合わせ

あとうスロー・ツーリズム推進協議会（NPOあとう内）

〒759-1512 山口県山口市阿東徳佐中3628 阿東ふるさと交流促進センター内

TEL 083-956-2526

FAX 083-956-2527